

平成21年第8回

上里町議会定例会会議録

第3号

12月9日(水曜日)

平成 2 1 年第 8 回上里町議会定例会会議録第 3 号

平成 2 1 年 1 2 月 9 日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出議案第67号)上里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第68号)埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
- 日程第 9 (町長提出議案第69号)物品購入契約の締結について
- 日程第 10 (町長提出議案第70号)物品購入契約の締結について
- 日程第 11 (町長提出議案第71号)平成 2 1 年度上里町一般会計補正予算 (第 6 号)について
- 日程第 12 (町長提出議案第72号)平成 2 1 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)について
- 日程第 13 (町長提出議案第73号)平成 2 1 年度上里町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)について
- 日程第 14 (町長提出議案第74号)平成 2 1 年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)について
- 日程第 15 (町長提出議案第75号)平成 2 1 年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)について
- 日程第 16 (町長提出議案第76号)平成 2 1 年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)について
- 日程第 17 (町長提出議案第77号)平成 2 1 年度上里町水道事業会計補正予算 (第 1 号)について

出席議員 (1 2 人)

1 番	高 橋 正 行 君	2 番	斉 藤 邦 明 君
3 番	納 谷 克 俊 君	4 番	中 島 美 晴 君
5 番	荒 井 肇 君	6 番	新 井 實 君
8 番	高 橋 仁 君	9 番	伊 藤 裕 君
1 0 番	根 岸 晃 君	1 1 番	桜 井 彪 君
1 3 番	桜 井 正 君	1 4 番	小 暮 敏 美 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	関 根 孝 道 君	副 町 長	山 下 精 治 君
教 育 長	山 下 武 彦 君	総 務 課 長	久 保 勉 君
総合政策課長	高 野 正 道 君	税 務 課 長	福 島 雅 之 君
町民環境課長	清 水 澄 雄 君	福 祉 こ ど も 課 長	飯 塚 邦 男 君
健康保険課長	高 杯 一 美 君	ま ち 整 備 課 長	岩 田 貞 祐 君
産業振興課長	大 場 信 也 君	下 水 課 長	豊 田 昇 君
人権共生課長	山 田 和 雄 君	学 校 教 育 課 長	柴 崎 久 男 君
生涯学習課長	庄 邦 雄 君	水 道 課 長	澁 澤 秀 実 君
老人センター所長	関 根 信 夫 君	会 計 管 理 者	戸 矢 三 樹 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	戸 矢 隆 光	次 長	須 田 孝 史
---------	---------	-----	---------

開 議

午前9時00分開議

議長（根岸 晃君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第7 町長提出議案第67号 上里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（根岸 晃君） 日程第7、町長提出議案第67号 上里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第67号 上里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由の内容でありますけれども、上里町下水道条例の施行に合わせ、所要の改正を行いたく本案を提出するものでございます。

御案内のように、上里町下水道条例が本年6月12日に公布いたしまして、来年7月1日から施行することになっておるわけであります。

つきましては、本条例に規定しております工事実施や工事業者について下水道条例の規定に合わせるため、一部改正を行うものであります。

それでは、条文の概要について説明申し上げたいと思いますが、上里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第9条及び第10条で、排水設備工事の実施及び排水設備工事業者の承認について規定しておるわけですが、この規定を上里町下水道条例との整合性を確保するため、同条例の8条の規定を適用する旨の改正を行うため、排水設備の新設・増設・改築、または撤去の工事及び排水処理区域内における既設の便所の水洗便所への改造工事の実施は、上里町下水道条例第8条の規定を適用すると改めるものであります。

第9条については、下水道条例第8条の規定を適用することによりまして、設備工事業者の承認を規定する第10条を削ることといたしました。

第10条を削ることによりまして条ずれを生ずることとなりますので、第11条から22条までを1条ずつ繰り上げをいたすものであります。

21条で規定している過料については、第1条第1項第2項中12条を第11条に改め、第20条といたしましたものであります。

附則でありますけれども、この条例の施行期日は、上里町下水道条例の施行期日と合わせまして、平成22年4月1日から施行するものであります。

以上をもちまして、上里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

〔以下、上程中の議案について 副町長 山下精治君補足説明〕

以上であります。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第67号 上里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 町長提出議案第68号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

議長（根岸 晃君） 日程第8、町長提出議案第68号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第68号 埼玉県市町村事務組合の規約変更についての提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、提案理由の内容でありますけれども、埼玉県市町村総合事務組合特別地方公共団体

が運営する交通災害共済は、交通事故により災害を受けた方に見舞金をお支払いする総合扶助制度として県内の51市町村が共同で実施する共済制度であります。

平成20年度におきましては、死亡された方は35人、けがをされた方は3,165人の方々に共済見舞金の支払いをされたところでございます。

上里町におきましては、加入者数3,645人、見舞金の請求件数は54件、見舞金の支給額は288万4,800円となっております。

この組合は、地方自治法の規定に基づきまして埼玉県内の市町村の事務の一部を共同処理し、市町村財政の安定とその健全化に供することを目的として組織されたものでございます。

今回のこの組合に加須市が加入したい旨の要請がありましたので、所要の規約の変更をいたしたく本案を提出するものであります。

加須市につきましては、民間の損害保険会社と委託契約により交通障害保険事務を行ってまいりましたが、近年の加入者数の減少によりまして、財政状況の悪化及び保険会社の合理化等によりまして、加須市単独では厳しい状況であるため、埼玉縣市町村総合事務組合に加入したいとのことであるわけでありまして、また、来年、北埼玉郡騎西町、それから同郡北川辺町及び同郡の大利根町との市町村合併を予定されておるわけでありまして、合併3町の歩調を合わせて次年度の加入募集を行うため、合併前に加入させていただきたいとのご希望をいたしました。

以上をもちまして、埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についての提案理由及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第68号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第69号 物品購入契約の締結について

議長（根岸 晃君） 日程第9、町長提出議案第69号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第69号 物品購入契約の締結について、平成21年度上里町立小学校普通教室地上デジタル放送対応テレビ整備事業であります。

本日上程させていただきました議案第69号の物品購入契約の締結についてでございます。

契約の内容について説明をさせていただきますが、学校情報通信技術環境整備事業交付金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金として、上里町の小学校5校の普通教室に設置してまいります液晶画面による地上デジタル放送テレビ計76台の購入であります。

契約の方法につきましては、11月13日に請負業者指名選考委員会を開催し、指名競争入札による契約といたしました。

業者選定に当たりましては、発注内容に合う製品を製造もしくは販売をしております業者6業者を指名させていただいたところであります。

現場説明でありますけれども、11月19日に現場説明会を開催いたしまして、現場説明会につきましては、指名業者6社に対し、発注担当課であります学校教育課より仕様書に基づき内容説明を行ったところでございます。

次に、入札についてであります。11月26日に入札を行ったわけですが、入札日以前に2社から、また入札日当日1社の入札辞退の申し出がありまして、入札の参加者は3社による入札が行われたわけであります。

開札の結果につきましては、第1札目で株式会社ヤマダ電機本庄営業所が1,269万1,608円

これは消費税抜きでありますけれども、最低価格者となり、かつ予定価格を下回ったため、落札したものであります。

12月3日付で金1,332万6,624円で、税込み額で仮契約となったところでございます。

以上で、上里町立小学校普通教室の地上デジタル放送対応テレビ整備事業の仮契約までの経過説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

〔以下、上程中の議案について 副町長 山下精治君補足説明〕

以上であります。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

2番、斉藤議員。

〔2番 斉藤邦明君発言〕

2番（斉藤邦明君） 2番、斉藤です。

小学校の地デジ対応の液晶テレビかと思いますが、画面のサイズを教えてくださいたいと思います。

議長（根岸 晃君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 柴崎久男君発言〕

学校教育課長（柴崎久男君） 40から42インチということをお願いしております。

議長（根岸 晃君） ほかに質疑はありませんか。

6番、新井議員。

〔6番 新井 實君発言〕

6番（新井 實君） 先ほど副町長から台数について76台というお話がありましたけれども、この各学校の割り振りと置く……、何ですか、普通教室って、さっき言ってましたけれども、その辺もちょっと詳しく御説明よろしくをお願いします。

議長（根岸 晃君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 柴崎久男君発言〕

学校教育課長（柴崎久男君） 原則は今ある台数が76台ですので、そのテレビの買い替えということで5校で76台ということでございます。

学校別に申し上げます。神保原小学校14台、賀美小学校10台、長幡小学校10台、七本木小学校17台、上里東小学校25台、合計76台でございます。

議長（根岸 晃君） 9番、伊藤議員。

〔9番 伊藤 裕君発言〕

9番（伊藤 裕君） 今、課長から40から42インチってお話ありましたけれども、この2インチ違うというのはどういうふうに配分するんですか。40から42インチって今言わなかったですかね。何か不公平が出るような気がするんですけども。

議長（根岸 晃君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 柴崎久男君発言〕

学校教育課長（柴崎久男君） 40インチということをお願いしたいと思います。

議長（根岸 晃君） 暫時休憩します。

午前9時19分休憩

午前9時20分再開

議長（根岸 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 11月19日の日に現場説明会を行ったわけでありますが、その仕様書の中で40インチから42インチということ指定をさせていただきました。これは、40インチの製造業者と42インチということの製造業者があるわけでありますから、一つを特定いたしますと、特定の業者ということになってしまうわけでありますので、その辺のところを考慮した中で対応を、競争入札をさせていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（根岸 晃君） よろしいですか。

ほかに。

3番、納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 今回、指名競争入札という方法をとりまして、6社を指名されたということでございます。その中でヤマダ電機本庄営業所さんが落札されたということですが、提案説明の中に販売会社と製造業者ですか、メーカーのほうもあわせて指名されたということでございますけれども、その指名された6社並びに辞退された3社を教えていただければと思うんですが、答弁をお願いいたします。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 指名した業者につきましては6業者であります。ユニオンシステムサービス、東芝首都圏支社、ヤマダ電機本庄営業所、日立コミュニケーションネットワークス株式会社埼玉営業所、平田電機商会、三菱電機ビルテクノサービス株式会社関越支店、入札以前に辞退された会社でありますけれども、ユニオンシステムサービス、東芝首都圏支社、入札日に辞退された方は日立コミュニケーションネットワークス埼玉営業所であります。

以上です。

議長（根岸 晃君） ほかに。

11番、桜井議員。

〔 11番 桜井 彪君発言〕

11番（桜井 彪君） 今回の、今、内容については聞きました。それで、プラズマか、それとも液晶か、どちらか、それだけ教えていただければ、あとはわかりますので、それだけ教えてください。

議長（根岸 晃君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 柴崎久男君発言〕

学校教育課長（柴崎久男君） 液晶でございます。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 入札仕様書作成段階で液晶であるかデジタルであるか、いろいろ検討したんですけれども、学校の教室に置くものについては液晶のほうが軽いということと、電気の消費量が少ないということ等と、それから反射を防げるといようなことから液晶のほうが適しているだろうということで、学校については液晶にさせていただいたという経過がございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（根岸 晃君） ほかに。

3番、納谷議員。

〔 3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 6社、メーカーと販売店という話だったんですけれども、製造メーカーの関連会社はあっても、メーカーは特に指名しなかったということによろしいんですか。日立さんとか東芝さんとか三菱電機さんも、これ、メーカーのほうではないということですよ。

それが1点確認と、予定価格は2,300万ということで、大変入札落ちがあると思います。これ、補助といいますか、交付金事業でやられるかと思うんですけれども、この入札落ちの部分はどうなるのか御答弁をお願いいたします。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 指名業者につきましては一般の電気商店、それから液晶テレビを扱っている製造業者関連の販売店というような形でさせていただいたということでございます。

それから、先ほど申し上げました大変大きな予定価格と、それから入札価格の差があるわけでありましてけれども、今回は、基本的にはテレビの買い替えということが原則論であるというのであります。そういうことで、新たにそれを追加するということは少し難しい問題があるとい

うことでございますので、なお一層検討の協議をして、これが有効活用できないか検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（根岸 晃君） 3番、納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） そうしますと、この交付金入札落ちの部分は、可能性としては流用と申しますか有効活用できる可能性もある、もしくは、これ返還ということも考えられるんじゃないでしょうか。

その確認と、ちょっとこれは関連になってしまうと思うので、議長の許可をいただければと思うんですが、前回、補正予算で学校のテレビとあわせて町内の公民館等公共施設のテレビの購入も補正が通ったと思うんですが、今回、今、議案には出てまいりません。その点が関連でもし認められるのであれば、御答弁いただければと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 予算の関係については総合政策課長のほうから答弁させます。

それから、今のこの公共関係のテレビでありますけれども、これについては入札を行いました。これは議会の議案に提出する案件の額に達しておりませんので、今回は省かせていただいていることとございまして、それもちろんと入札をいたしました。この内容と同じような額の程度の落ちの事業であったということとございまして、また後日、必要があれば説明させていただきたいと思っております。

議長（根岸 晃君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 高野正道君発言〕

総合政策課長（高野正道君） それでは、今回の議案第69号のデジタル関係の物品購入の関係については、地域活性化・経済危機対策の臨時交付金の中で実施をされているものでございます。この内容については、約1億4,700万ということで、9月議会の中で議決をいただいたものでございます。

内容的には、教育関係ですとか、また土木関係の道路改良ですとか、民生費の児童館、保育園等の改修事業に該当するということで今は進めているわけでございます。

この事業の中で実施をいたしまして、今回のテレビの関係も含めまして予算額と入札等の実施額との差が出てきております。その内容について一回国のほうに提出したわけでございますけれども、この内容の見直しをいたしまして、この交付金の趣旨に合って、できればこのまま執行したいと思っておりますけれども、場合によっては予算の組み替えなり、例えば残ったものを道

路の関係のほうに回すとか、また違う方向へ回すとか、その辺の調整を、先ほど副町長が申し上げたとおり、これから国・県とさせていただきたいと思います。

具体的には、この交付金1億4,000万ということですので、この交付金を全額有効に使うように、これから国・県と調整をしながら、必要な場合については財源補正をしていきたいというふうに考えております。

議長（根岸 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第69号 物品購入契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第70号 物品購入契約の締結について

議長（根岸 晃君） 日程第10、町長提出議案第70号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 本日上程させていただきました議案第70号 物品購入契約の締結についてでございますが、契約内容について御説明をさせていただきたいと思います。

学校情報通信技術環境整備事業交付金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金として、上里町立上里東小学校職員室に職員用コンピューター機器37台を周辺機器LAN機能とあわせて整備をするものであります。

契約の方法についてであります。11月13日に請負業者指名選考委員会を開催し、指名競争入札による契約といたしました。

業者選定に当たりましては、発注内容に合う製品を販売しております業者6社を指名をさせていただいたところでございます。

現場説明でありますけれども、11月19日に現場説明会を実施いたしました。事前に1社から入札参加辞退する旨の連絡がありましたので、現場説明会は指名業者5社に対し、発注担当課であります学校教育課より仕様書に基づき内容の説明を行ったところであります。

入札についてであります。11月26日に入札を行ったわけですが、入札日以前に2社からの入札辞退の申し出があり、入札参加者は3社による入札を行ったわけです。

開札の結果につきましては、第1札目でリコー販売株式会社埼玉支社公共第一営業部が905万円で消費税抜きでありますけれども、最低価格者となり、かつ予定価格を下回ったため、落札者と決定をさせていただきました。

12月3日付で950万2,500円 税込みでございますけれども、仮契約を行ったところであります。

以上で、上里町立上里東小学校職員室IT化用コンピューター整備事業の仮契約までの経過説明とさせていただきます。慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

〔以下、上程中の議案について 副町長 山下精治君補足説明〕

以上であります。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第70号 物品購入契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前9時35分休憩

午前9時50分再開

議長（根岸 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 町長提出議案第71号 平成21年度上里町一般会計補正予算（第6号）について

議長（根岸 晃君） 日程第11、町長提出議案第71号 平成21年度上里町一般会計補正予算（第6号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第71号 平成21年度上里町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

平成21年度上里町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,574万9,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億141万4,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条であります。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものであります。

次に、2ページを御覧いただきたいと思いますが、2ページが第1表の歳入歳出補正予算でございます。

初めに、歳入でございますが、9款の地方特例交付金から21款の町債までございまして、歳入の主な内容につきましては、9款の地方特例交付金の項の1 地方特例交付金と項の2の特別交付金についてでありまして、21年度の交付金額が決定したことによるものでありますし、同様に10款の交付税につきましても、21年度の普通交付税額が6億3,124万3,000円に決定したことによりまして、1億4,590万6,000円の補正をとるものであります。

14款の国庫支出金、項の1の国庫負担金は、障害者自立支援給付費や保育所運営費の負担金が主なものであるわけでありまして、

15款の県支出金、項の1の国庫負担金も同様であります。項の2の国庫補助金については、子育て応援特別手当交付金、21年度版であります。廃止になったための減額であります。次に、上里サービスエリア周辺地区道路整備事業の地域活力基盤創造交付金4,110万円が増額となりまして、差引額で521万4,000円の追加となっているところであります。

18款の繰入金であります。項の2の特別会計繰入金は後期高齢者医療特別会計からの繰入

金でございます。

19款の繰越金につきましては、前年度の繰越金の充当であります。

次に、21款の町債についてであります。地方道路改良事業債2,140万円と臨時財政対策債の確定によりまして補正をいたすものであります。

歳入合計でありますけれども、現計予算に対しまして3億8,574万9,000円を追加をいたしまして76億141万4,000円とするものであります。

次に、3ページの歳出のほうを御覧いただきたいと思いますが、2款の総務費から9款の教育費まででございます。主な内容でありますけれども、2款の総務費は緊急雇用創出基金事業による公有財産台帳整備事業委託料215万3,000円であります。

3款の民生費、項の1の社会福祉費は国民健康保険特別会計繰出金1億7,357万円を計上、それから項の2の児童福祉費は法人立保育所等の運営委託事業でございます。5,224万7,000円の増額であります。国による21年度版の子育て応援特別手当支給事業が廃止となりましたので、3,752万4,000円を減額補正をするものであります。

7款の土木費、項の2の道路橋りょう費についてでありますけれども、上里サービスエリア周辺地区の道路整備事業の事業費として7,500万円計上したところでございます。項の4の都市計画費は、公共下水道事業特別会計繰出金が主なものとなっております。

9款の教育費につきましては、小学校費、中学校費とも経費の不足による計上をいたしたものであります。

歳出合計も歳入同様でございます。現計予算に対しまして3億8,574万9,000円を追加いたしまして、76億141万4,000円とするものであります。

次に、7ページをお開きいただきたいと思いますが、町債の補正であります。

地方道路改良事業債についてでありますけれども、上里サービスエリア周辺地区道路整備事業に伴いまして、限度額を2,140万円増額いたしまして、補正後の計上を1億5,220万円とするものであります。

また、臨時財政対策債は、借入額が確定したことによりまして25万1,000円を減額し、借入限度額を4億1,414万9,000円といたすものであります。

以上が一般会計補正予算の提案理由の説明でございますが、慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

次に、お手元の補正予算の一覧表がございますので、御覧いただきたいと思いますが、

大きいほうでございますが、ここで補足説明をさせていただきたいと思います。

〔以下、上程中の議案について 副町長 山下精治君補足説明〕

以上が補正予算書の内容であります。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

14番、小暮議員。

〔14番 小暮敏美君発言〕

14番（小暮敏美君） 一点だけ、ちょっと確認させていただきます。

上里サービスエリア周辺の整備事業、非常に動き始めたかなというふうに思って、私も来年4月に、我々の任期が終わる、当然その中で、ある意味、私自身ほっと……。

ただ、一点だけこの関連でお聞きしたいんですが、何となくこういうふうに資料等、この間もリバーサイドの事業内容、こういうものをいただいたり、何かこういうものがあると、もう事業が進んで借り入れの話も何かどこかに消えてしまって、置き去りにされてしまっているような非常に気がするんですね。莫大な金額の借り入れが実在しておりますし、莫大な利息、血税が流されている。

そんな中で、そろそろ返済期日が来るような気が何となくするんです。我々12名の議員も、何となくそういうふうに思いながら口に出さないでいるような気もします。それに関して、いつごろ期日が来るのか再度お聞きしたいんですが、ちょっと関連の質問なので申しわけないんですが、議長のお許しをいただければ、答弁願いたいと思います。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） サービスエリア周辺事業につきましては見直しをして、それに伴って事業の展開を図っているところでございまして、その事業を展開するに、まず第一は道路の整備が必要であるし、なおかつ、またスマートインターの設置も非常に重要であるということございまして、道路なくして開発はできないわけでありまして、まず道路を第一に行っていきたいということで、今回予算は計上させていただいているということであるわけでありませう。

そういうことに伴って、その用地の活用が行われる。そういうことになると、おのおの上り下り等もそれに伴って業者の希望も出てくるだろうということございまして、それを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

借入金につきましては、来年の8月にまた借り替えの時期が来るということございまして、利子については町のほうから今出しているわけでありませうけれども、これは当然貸し付けということでございませうので、将来それが売却のときには戻していただくことが原則でございますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思うところでございます。

議長（根岸 晃君） 14番、小暮議員。

〔14番 小暮敏美君発言〕

14番（小暮敏美君） じゃ、若干再度質問するんですが、来年の8月31日に期日が来ます。担当職員から私も今年の3月11日現在の資料をいただいております。

その中で、町長は今回の所信表明の中で、1社担当者が来ているという話を皆さん聞いています。私、新聞社の方も恐らく聞いていたんじゃないかなというふうに思います。

先ほどの副町長の説明の中で、まず道路整備には4年かかると。ということは、来年の8月31日に期日が来るということは、また4年間血税が流されるということですね。当然、そうなってくると思うんですね。道路がまず第一で事業ありきということですから、最低4年間は税金を垂れ流していくと、非常に危険な行為であるというふうに思います。そんな中で、地元のJAの理事の方も大変心配しています。説明がないと。町は何を考えているんだと、理事会は何を考えているのというふうに、OBの方々、いろんな方々からおまえたち、ばかじゃないかというふうに私は言われております。その中での返答はございません。

その中で再度お聞きしたいんですが、あとどのくらいの利息がここに加わっていくのか、また返済計画、事業計画というのは、もうそろそろ8月31日は来ますから、来年の4月に我々任期が来ます、町長も来ます。どうなるか、これわかりませんが、そのままずると行っているものなのか、ぜひともこの場で、あとどのくらい利息がかかるのか、返済計画、事業計画はどのくらい進んでいるのか、町長の答弁をお願いします。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほど副町長のほうから御説明をしたとおりでございますけれども、いずれにしても、この事業、道路から始まって来年は地質調査も行う予定になっておるわけでございますけれども、そういった基本的なことが、もうぼつぼつ整理をされてきていると、そういう状況でございます。

何社か問い合わせは来ておるわけでございますけれども、できるだけ早くしていただければありがたいというふうには思うわけでございますけれども、小暮議員がおっしゃったように、4年間ぐらいは、これは当然もうその立地は難しいと。それはもうもちろんそうでございますけれども、その金利だとかそういった莫大な起債におかれましては、起債というか、まあ貸し付けですけれども、それは金利を含めてそういう事業所、事業を起こすそういう人たちに買っていただくと、そういうことでございますから、決して町が金利を無駄にしていると、そういうことではないというふうに思うわけでございますけれども、その辺のところも御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（根岸 晃君） 14番、小暮議員。

〔14番 小暮敏美君発言〕

14番（小暮敏美君） 再度お聞きします。

であれば、4年間は間違いなく、最低4年間は凍結になります。地元の地主の方、半金もらって使ってしまった方も結構いるし、お金というのは便利ですからね。地元の方々にもどのように説明を今後していくのか、また我々議会においてもどのように、まだ説明を受けておりません、どのように説明をしていくのか、そこを町長の口からはっきりと、この事業は当分無理だとはっきり地元の方に言ってしまったほうがいいと思うんです。ずるずる言葉を変え、何変え、すれ違ってどんどん変わっていけば変わっていくほど、大変な思いをすると思うんで、ぜひとも地元の方に説明というのをどういうふうにしていくのか、町長のお考えをお願いします。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 地元の方にも、理事会を通したり、そういう会議の場で現状を説明をして理解をいただいております。議会の皆さんにも、そういった、もう工業用地にするとかそういうこともみんな説明をしておるわけございまして、正式に決まっておるわけではございませんから、地元の皆さんと並行して議会にも、進捗があれば、そのたびに報告をさせていただきたいと、このように考えております。

議長（根岸 晃君） 14番、小暮議員。

〔14番 小暮敏美君発言〕

14番（小暮敏美君） 私は理解は得られていないと思いますよ。ぜひとも担当課、またいろんな方々が額に汗かいて、ぜひともちゃんと地元の方に理解を得られるようお願いいたします。以上です。

議長（根岸 晃君） ほかに質疑はございませんか。

3番、納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） まず、この予算書のほうの17ページなんですけれども、上里サービスエリア周辺地区道路整備ということで、路線測量、道路改良、また土地購入ということなんですけれども、の以前お話があったかとは思いますが、道路改良舗装工事に関しては、これはもう繰り越しが前提での予算計上という認識でよろしいのでしょうか。それが1点目です。

それから、16ページ、これ款4の保健衛生費の中の庁用自動車購入費ということなんですけれども、この、ちょっとどのようなお車を買われる予定なのかを1点お願いします。

それから、12ページになるんですけども、民生費の中の社会福祉費ですかね、国民健康保険特別会計繰出金1億7,357万円ですか、この増額補正によって一般会計から国保会計への繰り出しが3億を超えてくるということになると思うんですけども、国民健康保険の被保険者の方はいいと思うんですね。我々、住民税を納めております。皆さん、住民税を納めておりますが、すべての住民が上里町の国保の被保険者であるわけではないわけでございます。ところが、76億ぐらいの一般会計の予算規模で、3億を超えるお金が国保会計に繰り出されている。その恩恵を受けるのは国保の被保険者に限られているわけございまして、埼玉県内の市町村を見ても、被保険者1人当たりの一般会計からの繰出金って、上里町かなり高いほうだと思うんですけども、この辺のお考えをお伺いしたいと思います。基本的には、やっぱり一般会計からそんなに多額なお金を繰り出すものではないと私は考えておりますので、町長の考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） それでは、国保会計のほうだけ私のほうで御答弁をさせていただきたいと思えます。

納谷議員がおっしゃられるとおりございまして、これから本当に医療にお金がかかっていくということで、国保の税金も納めている人も大変であろうというふうに思うわけございまして、共助の精神でやっていかななくてはならないというふうに思っておるところございまして、一般会計から特別会計に国保だけ、それだけ多くの金が出されているということは非常に私も遺憾というふうに思っておるわけございまして、今後、国保税の改正等も考えていかななくてはならないなというふうに思っておるところございまして。

議長（根岸 晃君） 総合政策課。

〔総合政策課長 高野正道君発言〕

総合政策課長（高野正道君） それでは、17ページの道路改良事業の中のリバーサイドの関係でございますけれども、繰り越しが前提かというようなことございまして、この内容については、来年度、平成22年度の採択に向けて、庁内挙げて県のほうにお願いをしてきたところございまして、全協等でも御説明したとおり、急遽県のほうから今年度前倒しでどうだろうかというお話をいただきまして、今回補正予算という形で進めたわけでございます。

この内容を見ますと、具体的に非常に金額が多いわけございまして、12月の補正ということで、残り3カ月ですべて実施できるかどうかということでございまして、内々には県のほうとの調整の中で繰り越しも頭に入れながら進めてほしいというふうなお話をいただいております。

りますので、努力はいたしますけれども、繰り越しということになりましたら、また議会のほうに補正予算等の中で協議をいただいて実施できるように努力をしたいというふうに考えております。

また、この中の具体的な道路工事の関係については、担当課長のほうから御説明をさせていただきます。

議長（根岸 晃君） まち整備課長、お願いします。

〔まち整備課長 岩田貞祐君発言〕

まち整備課長（岩田貞祐君） この道路改良舗装工事の工期の件でございますが、この件につきましては、12月補正で路線測量等の業務委託を行います。詳細設計でございますが、これが来年の6月ぐらいまで予定しておりますので、それでない、まだ工事等ができませんので、当然繰り越しということになると思います。

議長（根岸 晃君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 車の購入については、赤ちゃん訪問という形で保健師さんに各乳幼児の家庭を回っていただいているんですが、今現在使用している車両は相当年数がたっているものですから、もう危険度も増したという形で、総務課のほうの管財を通して購入いただくという形で今準備を進めておるところでございます。

以上です。

議長（根岸 晃君） ほかに。

3番、納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） ありがとうございます。

1点漏れてしまったんですけれども、19ページの教育費の小学校費の中で、小学校教育振興事業として図書購入費が40万ほど計上されております。図書、新たに40万買うんでしょうけれども、当然、図書は傷んでくるわけで破棄される分もあると思うんですが、以前、上里の学校の図書室の図書の充足率は非常に低いということが問題に、新聞だったですかね、何かに出たことがあったんですけれども、今回、この40万円購入することによって、かなり充足されると見ていいんですか、それとも破棄される分を買われるのか、その辺をお聞かせ願えればと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 学校当局のほうから、もう少し図書費については要望がされている

わけでありませけれども、厳しい予算の中でございますので、予算の範囲内の中で見積もり、計上させていただいたというところでございます。

議長（根岸 晃君） 教育長の答弁求めます。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） 40万ということが、また5校のほうへ割りますから、1校当たりですと1万に足らなくなるわけですが、そういうわけですから、多少はまた率が上がるかなとは思っておりますが、その程度かと思っております。

議長（根岸 晃君） 11番、桜井彪議員。

〔11番 桜井 彪君発言〕

11番（桜井 彪君） 11番、桜井です。

2つ、お伺いいたします。

1つは、この予算書、一番最後のページ、22ページ、一番その下、前々年度末の最後の合計額、これを見ていただいて、前年度末の現在高、それと当該年度末見込額、この額を見ますと9,000万増えているんですね。それで、前々年度から前年度に対してはマイナスになっている。ということは、この中で予算規模は大体同じだろうと。

それと、もう一つは、先ほどもちょっと同僚議員から出ていましたように、上里の予算というのは、もうこの何年もそう金額は変わっていないわけです。その中にあって、こういうふうには9,000万の借金が増えるということは、やっぱり今後の課題として残るべきであろうと私は思うんです。そして、まして今同僚議員からも出ていましたように、今、高齢化社会になっています。国保に出る持ち込み金といいますか、これは上里の一般会計の総予算から見ても、もう50%以上、今いってしまっているわけです。その中で見ますと、この最後に来ること、借金が9,000万増えますよということは、この一番最後の数字でおわかりかと思えます。

ですから、この数字はですね、今こういうリーマン・ブラザーズに端を発したよその内容から押し寄せてきたことかもしれません。ただ、我々上里の人間としては、この金額というものを今後どうして減らせるのか、それについては、先ほども出ていましたように、一般会計の中で50%を占めている国保にそれだけの金額が出てしまうという一つの前提を見ても、やはり国保税のあり方、金額の妥当性、この辺についてどうお考えなのか。

それともう一つは、頭の予算規模は同じであっても、9,000万の増減があるということに対する考え方、その2つについて、ひとつお聞かせいただきたいと思えます。

それからもう一点は、これは産業振興課のところの5ページ、見やすい資料ですので、この大きいやつ、これを見させていただきます。これは単純な質問なんです。この中で努力させていただいて、人口統計調査事業、これからずっと下にいて、次のページまで進んでおります。

この中で、1つだけ私が質問したいのは、見ていただきたいのは、時間外手当。金額は少ないですけれども、ほかのものは、たとえ4,000円であろうが5,000円であろうがマイナスになっておる。時間外だけは増えているんです。これは、やはり私は姿勢だと思うんです。なぜほかのものは減っていて、この時間外勤務の手当が増えているのか、あるいはプラスになっているのか。これは金額が少ないからいいという問題じゃないと思うんです。やはりこれは考え方の問題だと思うんですよ。この辺について、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

議長（根岸 晃君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 高野正道君発言〕

総合政策課長（高野正道君） 22ページの地方債の各年度ごとの見込額、現在高の見込額に関する調書の関係でございますけれども、この内容につきましては、地方債の内訳といたしまして、区分ということで普通債の中に総務からその他までということで合計欄が書かれてございます。一番左でございますけれども、前々年度末の現在高が約65億、前年度末の現在高が63億ということで若干減っているわけでございますけれども、そのうちの当該年度ごとの増減見込みということでございます。これについては、見込額の左側については、当該年度中、21年度中の起債の見込額が補正前の額、補正額ということで書かれているわけでございます。

その中の補正額の2,114万9,000円については、今回出されております4の土木の地方道路改良債の2,140万、9のその他ということで減額の25万1,000円という形で、起債が2,114万9,000円の増という形でございます。

右側については各年度ごとの償還の見込額ということで、ここに書かれておりますように、5億7,344万6,000円ということで、桜井議員御指摘のように、現在高の見込額は63億9,101万3,000円ということで、一番左と見ますと、約9,000万程度増えているというような状況でございます。

この中の起債の中で見ますと、(9)のその他ということでございますけれども、これについては臨時財政対策債と、あとは減税補填債ということで、国からの政策的な起債の内容が主な内容でございます。

トータルでいいますと32億6,000万という形になっておりますけれども、ここ数年は、起債の中を見ますと、やはり当初予算でも計上してありますように、土木関係の予算ですとか、教育、学校の改修工事等々が主な起債の内容でございます。それ以外については臨時財政対策債、減税補填債というような国の政策的な起債が主なものだということでございますので、その辺も十分配慮しながら、今後、財政の運営の中でこの起債の金額についても頭に置きながら事業の実施を考えていきたいというふうには思っているところでございます。

議長（根岸 晃君） 次に、産業振興課長。

〔産業振興課長 大場信也君発言〕

産業振興課長（大場信也君） 統計事務につきましては、国・県の指示により期間が定められて、その期間を守らなくてはいけないものですから、当然、そのときに時間外をしてやっていただくということになっております。常時、一年中を通してその統計事務があるわけではございませんで、何月、何月というふうにそれぞれの統計ごとに時期が定められているので、どうしても季節労働的にその時期だけは時間外で頑張ってくださいということになってしまいます。

人員を確保するのが、非常にそれで難しいのでございますので、どうしても季節労働的にやむを得ないという状況でございます。

議長（根岸 晃君） 11番、桜井議員。

〔11番 桜井 彪君発言〕

11番（桜井 彪君） それでは、再度質問させていただきますけれども、総合政策課長のほうから内容は聞きました。これは、努力はしていると思うんですよ。努力をしていると思うんですけども、やはりこの中には私は、先ほど国保の問題が出ていますけれども、国保の中にこれだけ繰出金を出しているということ自身は、こちらの一般会計のほうの足を引っ張っているわけですよね。その足の引っ張りをどうとめるのか。それはやはり国保会計そのものにメスを入れないと、こちらから出る金というのは減らないと思うんですよ。ですから、やはりそういうところは基本的なことですので、そういうところに今後メスを入れるべきではないかなというふうに思います。

それで、もう一つの2点目の問題については、私はわかります。事務員さんが、私のところもちょっと女房がその仕事を、統計や何かを引き受けたものですから、そのときに、やはり夜でなければ、私もいないし、家庭事情でなかなか、夜分来るということであるならば、私は、当初からこういう計画ではなくて、この計画をもっと人員を増やすなり、それが無理だとすれば、ここに時間外という、言葉として余りいい言葉ではありませんので、私はこういうことは計画の中でやはりきちっとするべきだろうと思うんです。

それで、例えば、今後夜間であるなら、その中が対応できる、そういう人の扱い方、その辺も私はできると思うんです。例えば、5時から以後は残業になりますよということであれば、その時間を対応としてパート的なことでもできないことはないと思うんです。ですから、この時間外というこの言葉自身に私は非常に疑問を持っておりますので、ぜひ、その辺についてはもう少し前の段階で、計画の段階にそういうことは処理をするべきであろうというふうに私は思います。

確かに夜でなければ、相手がいないのでできないかもしれません。ですから、その夜の、そこに当てる人の賃金というものを時間、タイムで何ぼというふうに決めたりすれば、それはできないことではないと思うんです。ですから、ぜひ、その辺については再度回答を願いたいと思います。

以上です。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 最初の起債の関係でございますけれども、これについては先ほど総合政策課長のほうから話をしたとおり、この内容を見ていただければおわかりと思いますけれども、ほとんどのものが国の施策によって起債を起こすということでございまして、臨時対策債等々になるわけでありまして、これもやはり国のほうから枠がございまして、この範囲で起債を起こしてよろしいということの枠があって、その許可に基づいて起債は起こしているということでございまして、これ各市町村ともすべて同じであります。それを越えてすることもできないし、また超えないということもなかなかその難しさがあるわけでありまして、その許可の範囲内でさせていただいているということで、これはやはり年度間においての差があるということもまた、やむを得ないことでもあります。

起債というと、町が勝手に起こしていいのかなというふうに思うかもしれませんが、これすべて県の許可に基づいて、枠に基づいて行われているということでございまして、先ほどの説明ありました交付金の事業につきましても、起債の控除残を起債で起こせるということになってございますから、そういう意味の起債であるということをおひとつ御理解をいただきたいというふうに思うところでございます。

また、国保会計の関係でございますけれども、これも今、非常に大きい金が出ているわけございまして、これでおさまるかどうかということもまだ確定はしてございません。ただ、これ精算ではございませんでして、今、当面事業を行うために現金が不足しているということでございまして、町のほうから繰り出しをしてきているわけでありまして、この精算に伴いまして国が補助すべきこと、県が補助すべきこと、保険団体が補助すべきことが決まってきて、最終的には町の負担が決まってくるわけでありまして、そういうことで、皆さん御承知のとおり、予算の中では毎年繰入金等々の、国保からの繰入金等も精算なんかで出てきているわけありますから、そういう意味では、まだ確定ではないということをおひとつ御理解いただきたい。

これが、基金が何億という金があれば、当然基金から取り崩して、その中で当面間に合わせるわけでありまして、その基金がゼロだということで、町のほうから当面出しているということでもあります。

しかしながら、国のほうの財政状況が厳しいということで、非常にそれに対するしわ寄せが来ていることは確かでございますから、それはやはり見直しをしていかなければならないというふうには思っているところでございます。

それから、例の統計調査関係でございますけれども、これは、基本的には国の事業で、交付金という形で事業を展開しているわけございまして、その中で時間外ということのメニューがちゃんとございまして、そういう形で事業をしてよろしいということでございますので、そのメニューに基づいて、その中でさせていただいているということでございます。我々もできる限り時間外については延びないように努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（根岸 晃君） 11番、桜井議員。

〔11番 桜井 彪君発言〕

11番（桜井 彪君） 私は、今の苦しい内容というのは、当然、だれしも議員である以上はわかっていると思います。

しかしながら、今のこの国保の問題についてもそうですけれども、国保税を今のままやっていったら、いつになってもこれは変わらないと思うんです。そのときに国保税を上げる上げないは町の判断です。そういうことを踏まえて私は先ほどから言っているつもりなんですけれども、ぜひ、行く行くそういう問題が発生することであれば、何も早く考えればよいと思うんですよ。それを後手に回ること自身が私はおかしいと思っているんです。それは当然予定の中で、高齢化の社会ですから、当然そういうふうにはなるとは思うんです。ですから、そういうものについては、よそが上げるからじゃなくて、やっぱり上里町は上里町として一つのポリシーを持っていただいて、やっぱり上げるべきところは上げ、それで値下げをするところはする、そういうメリハリというものが、ただ赤字になったからどうだとかこうだとかと言っているんです。私は物の発想が遅いんじゃないかなと思います。

そういうことで、私は、この国保についてもそうですけれども、いろんな問題について、ぜひ前向きなひとつ検討をお願いしたいというふうに思います。これだけは私の質問、あわせてお願いとしておきます。これ以上、時間はもったいないですから。

以上です。

議長（根岸 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第71号 平成21年度上里町一般会計補正予算（第6号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 町長提出議案第72号 平成21年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議長（根岸 晃君） 日程第12、町長提出議案第72号 平成21年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第72号 平成21年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成21年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,260万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,808万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

補正予算書の2ページをお願い申し上げたいと思いますが、第1表は、歳入歳出予算の補正でありまして、最初に歳入の関係であります。

款3が国庫支出金であります。国庫負担金につきましては、療養給付費等の国庫負担金であります。歳出の一般療養給付費、療養費、高額療養費の補正額の34%相当額の1億3,200万3,000円を増額するものであります。

項の2の国庫補助金であります。国庫負担金同様歳出の一般療養給付費、療養費、高額療養費の補正の7%相当額、2,717万7,000円を増額を補正するものであります。

国庫負担金、国庫補助金と合わせまして国庫支出金を1億5,918万円増額いたしまして、9

億7,711万9,000円とするものであります。

続きまして、款の4の療養給付費交付金であります。60歳から65歳未満の退職者医療にかかわる療養給付費及び高額療養費について診療報酬支払基金から交付されているもので、4,421万5,000円を増額いたしまして、1億6,972万9,000円とするものであります。

続きまして、款の5の前期高齢者交付金であるわけですが、65歳以上75歳未満の前期高齢者に対する医療費の保険者間の不均衡を是正するためのものであります。平成21年度の交付金額は3億5,814万2,000円に確定いたしましたために、3,234万9,000円を増額するものであります。

続きまして、款の6の県支出金につきましては、国庫支出金同様県補助金の歳出の一般療養給付費、療養費、高額療養費の補正額の6%相当額、2,329万4,000円を増額いたしまして、1億5,588万1,000円とするものであります。

続きまして、款の9の繰入金であります。一般会計からの繰入金で、国民健康保険税の軽減分にかかわる保険基盤安定繰入金4,004万1,000円に確定をいたしましたので、4万1,000円を増額をいたし、国保財政の安定化のために、その他の繰入金といたしまして、1億7,352万9,000円を増額補正するものであります。

歳入合計につきましては、4億3,260万8,000円を追加いたしまして、予算総額を30億4,808万1,000円とするものであります。

続きまして、歳出であります。款の2の保険給付費の補正であります。

項の1の療養給付費につきましては、一般被保険者療養給付費、退職費保険者等の療養給付費、一般被保険者療養費及び審査支払手数料につきましては、平成21年度の支出見込額に対しまして不足する額を補正いたしましたものでありまして、3億7,183万5,000円増額いたしまして、17億2,727万7,000円とするものであります。

項の2の高額療養費につきましては、療養諸費同様一般被保険者高額療養費及び退職被保険者等の高額療養費について、平成21年度の支出見込額に対しまして不足する額を補正するものであります。6,077万3,000円を増額いたしまして、2億819万7,000円とするものであります。

歳出合計についても、歳入同様4億3,260万8,000円を追加いたしまして、予算総額を30億4,808万1,000円とするものであります。

以上が、平成21年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の提案理由の説明でございます。慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては、大きいほうの一覧表に掲載をさせていただきますので、御覧いただきたいと思うわけであります。

以上であります。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第72号 平成21年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 町長提出議案第73号 平成21年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議長（根岸 晃君） 日程第13、町長提出議案第73号 平成21年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第73号 平成21年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成21年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,435万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,450万円といたし、歳入歳出予算の補正は款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページでありますけれども、「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

初めに、歳入であります。款の1の介護保険料、項の1の介護保険料については、調定額

の増によりまして678万7,000円を補正増とするものであります。

款の3の国庫支出金、項の1の国庫負担金につきましては、保険給付費の増加に伴う3,041万6,000円の増額であります。

項の2の国庫補助金につきましては、保険給付費の増額によりまして865万円を増額するものであります。

款の4の支払基金でありまして、項の1の支払基金の交付金につきましては、5,192万4,000円の増額となるところでございます。

款の5の県支出金は、項の1の県負担金につきましては、2,583万3,000円を増額とするものであります。

款の7の繰入金、項の1の一般会計繰入金につきましては、保険給付費の町負担分と事務費などの繰り入れでございまして、2,268万6,000円の増額と、項の2の基金繰入金は、介護保険料等の不足を補うために準備基金から2,806万3,000円の繰り入れをするものでありまして、合わせて5,074万9,000円となるものであります。

次に、歳入合計でありますけれども、現計予算に対しまして1億7,435万9,000円を追加いたしまして、13億3,450万円とするものであります。

次に、3ページが歳出になっているわけですが、款の1の総務費、項の1の総務管理費につきましては、制度改革に伴う追録代、要介護認定者の増加による介護給付通知等の増加などから、旅費、消耗品費、通信運搬費に12万円計上いたしたものであります。

項の2の徴収費につきましては、被保険者の増額等により印刷製本費、それから通信運搬費など9万3,000円を計上いたしたところでございます。

項の3の介護認定審査調査費につきましては、要介護認定調査対象者の増加によりまして、主治医の意見書の手数料など83万9,000円を計上いたしたものであります。

款の2の保険給付費につきましては、介護サービスの増加に伴いまして、項1の介護サービス等諸費1億5,235万8,000円、項の2の介護予防サービス等諸費605万5,000円、項の3の高額サービス費429万円、それから項の5審査支払手数料15万7,000円、項の6の特定入所者介護サービス等費につきましては、1,022万7,000円などの増加でありまして、合わせて1億7,308万7,000円の増額とするものであります。

款の5の諸支出金でありますけれども、項1の償還金及び還付加算金につきましては、目1第1号被保険者被保険料還付金といたしまして、22万円を計上いたしたものであります。

款の1の総務費から款の5の諸支出金まで、歳入同様現計予算に対しまして、1億7,435万9,000円を追加いたしまして、13億3,450万円とするものでございます。

以上が介護保険料の特別会計予算の提案説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議

決賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、大きいものの中に記載をされておりますので、御覧いただきたいと思えます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第73号 平成21年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 町長提出議案第74号 平成21年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）について

議長（根岸 晃君） 日程第14、町長提出議案第74号 平成21年度上里町後期高齢者医療特
別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第74号 平成21年度上里町後期高齢者医
療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成21年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところにより
ものであります。

第1条であります。歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ
れぞれ1,297万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億121
万6,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

補正予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入につきましては、款の3の繰入金であります。これは一般会計からの繰り入れ分の繰入金25万4,000円の減額補正であります。

次に、当初予算において保険料の還付金を一般会計からの繰入金により対応したところでございますが、還付金につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合より返還されましたので、今回、事務費繰入金の減額補正を行うものであります。

次に、款の4の繰越金につきましては、平成20年度の繰越金1,293万4,000円を追加補正するものであります。

款の5の諸収入につきましては、後期高齢者医療保険料の歳出還付金について、保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合の返還金29万5,000円を補正するものであります。

歳入合計につきましては、1,297万5,000円を追加いたしまして2億121万6,000円とするものであります。

続きまして、歳出でありますけれども、款の3諸支出金、項の1償還金及び還付加算金につきましては、過年度の保険料の過払い分を還付するものでありまして、4万1,000円の補正であります。

項の2の繰出金につきましては、平成20年度一般会計からの繰入金を精算し、後期高齢者医療特別会計から一般会計へ繰り出すもので、1,293万4,000円の補正であります。

次に、歳出合計につきましては、歳入同様、1,297万5,000円を追加いたしまして、2億121万6,000円とするものであります。

以上が平成21年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

なお、内容につきましては、お手元資料の大きいほうでありますけれども、そこに掲載されておりますので、御覧いただきたいと思うわけであります。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第74号 平成21年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 町長提出議案第75号 平成21年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（根岸 晃君） 日程第15、町長提出議案第75号 平成21年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第75号 平成21年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について。

平成21年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,191万9,000円とするものであります。

2の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページをお願い申し上げますが、今回補正につきましては、歳入歳出それぞれ136万6,000円を追加し、総額を3,191万9,000円にするものであります。

歳入につきましては、款の3繰越金、項の1繰越金といたしまして、前年度繰越金の確定をいたしましたので、136万6,000円を増額し、136万7,000円とするものでございます。

歳入合計につきましては、補正前の額3,055万3,000円に対しまして、補正額136万6,000円を増額いたしまして、3,191万9,000円とするものであります。

次に、歳出でありますが、歳出につきましては事業費でございまして、款の1の事業費、

項の1の事業費で136万6,000円を増額いたしましたものでございまして、3,159万2,000円とするものでございます。

歳出合計につきましては、補正前の額3,055万3,000円に対しまして、補正額136万6,000円を増額いたしまして、3,191万9,000円とするものであります。

事業費の内容でございますが、これ、前も申し上げましたとおり、公園予定地として確保しておりますマンション西側7,500平米の公園の整地工事の外柵設備に伴う136万円と、それから普通旅費不足分の6,000円で、136万6,000円の計上をしたものでございます。

なお、公園につきましては、現在、北側半分については開放しておりますので、整地した後は同じように開放して地域住民に利用していただきたいと思っておりますのでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

8番、高橋議員。

〔8番 高橋 仁君発言〕

8番（高橋 仁君） 先般、一般質問の中で、若干、最後質問しようと思って、時間等で終わりにしましたので、続きというわけではありませんけれども、同じような形ですね。

この事業も53年ごろの話で、58年、59年からスタートしたということで承知しています。付保留地についても、またその理事何とかいう精算金についても、減免と言うんですか、平均でこういう事業については、大体概ねどのくらいされているかということでわかっていると思いますので、その辺の数字が、今現在お考えがありましたらお願いしたいことと、現在、宅地内の付保留地というのが何件か、また宅地内保留がないので、その分、要するに面積の少ない宅地について、たしか60坪ぐらいだと思いましたがけれども、精算金という形ですけれども、これは何件かということをお聞きするわけでございます。

そして、今まで大体幾らぐらい町もこの事業に対して投入したのかなということでもあります。続けていいですか、ずっと。一括で。

〔発言する者あり〕

8番（高橋 仁君） いいんでしょう。で一括だから。ね、議長。一答じゃなくてもね。

議長（根岸 晃君） じゃ、続けてください。

8番（高橋 仁君） はい。それと、この事業は延長されされ、平成24年終了というような形でありますけれども、その後、税金のほうの部分のほうがどうなのかなということ在地元の人たちは大変心配しています。その辺のお考えがありましたら、ひとつお願いすること

です。

それと、あと公園について若干触れたいと思いますけれども、今はマンション西についてはそういう形ですけれども、久保新田の中に広場があるわけですけれども、あの中に一時緊急避難的に天神様だとか、諸々の神社の跡のあったものが、あそこへ保管してあると思うんですよ。その移転先の土地も、本来であれば決まっているわけですよ。そこを村の人は今、集荷場にして確か利用していると思うんですけれども、こういうふうにある程度事業の目安がついたら、その辺のところも今からしておかないと、いきなりここはその移転先の土地になっている、要するに神社跡ですか、保留地だからと言われても、大変地元の人についても、そこを利用している人々が困りますので、その辺の対応をひとつお願いすることと、あともう一つが、高橋、隆氏と矢ヶ崎茂氏の間、道路に防火水槽があったんですね。あれを地元の人にも一切なく、その対応としては公園の中に、今度は役場のすぐ南の前に公園ができますけれども、その中へでもというような形の妥協案で防火水槽をとというようなお話で目安がついたのかなと思いましたが、これも今地元の人たちから、いつになったらという形で、今度この事業が終了してしまっていて終わってしまうと、また後で、防火水槽は大変高価なものですから簡単にはつけないので、これはあくまでも神保原駅南の土地区画整理事業の中での位置づけであるわけですので、やっていただかないと、大変地元の人たちも理解しにくいのかなと思うわけでございます。よろしくお願いいいたします。

議長（根岸 晃君） まち整備課長。

〔まち整備課長 岩田貞祐君発言〕

まち整備課長（岩田貞祐君） まず、保留地の件でございますが、一般の保留地につきましては33カ所ございます。7,814平米でございます。現在処分してございますのが6億1,140万ほどでございます。特殊保留地につきましては19カ所、これが1,122平米ございます。これについては、処分済みにつきましては8,270万ほどございます。それから、付保留地でございますが、これについては56カ所ございます。1,256平米で、既に5,900万ほど処分してございます。合計処分済みが7億5,300万ほど処分済みとなっております。

それから、事業費の件があったと思いますが、事業費につきましては総事業費が約50億4,000万を予定しておりますが、既に執行済額につきましては48億2,300万ほど執行済みしております。現在、進捗率につきましては96%となっております。

それから、公園の関係ですね。公園の中に現在神社用地があるわけでございます。これについてはほかのところに移すということで計画をしておりますので、今後の事業の推移を見まして、移すところの方と協議をいたしまして、これを順次移していきたいと思っております。

それから、防火水槽の件があったと思いますが、これにつきましては、今後2年間で、あと

2年間で換地処分が行われますので、その間にこの件についても処理できればと思っております。

議長（根岸 晃君） いいですかね。今、公園のこと、防火水槽のこと、神社のこと、全部……。

8番、高橋議員。

〔8番 高橋 仁君発言〕

8番（高橋 仁君） この事業を終了しますと、一番大変なのが、一般質問の中で申し上げましたように、何ら関係ないよ、私はと、全然変わっていないのに、精算金、俗に言う付換地分を取られるのは嫌だよという部分が出ますので、こういう事業は最後は必ずトップの政治的判断で何割ぐらいにという部分での決着を見ながらやるというのが、この事業の最後の一般的な見方なんです。

これ、同じ、前回言いましたように、平米当たり4万9,000円から、何か大体順番で言うと、えらい坪当たり出ますね。これで住民は絶対にならないわけです。そうかといって、じゃ、そのひじゅん値で保留された最初になった人と最後になった人が変わるということも、これは相当な不公平感を感じますので、この辺のところは本当に高度な政治的判断でしないとできないのかなと思いますので、今町長が、前回の私が一般質問した中では、各委員会だとかそういう関係機関に諮られていますけれども、それはそれでいいわけですよ。その後の結果は政治的高度な判断で、大体どのくらいの減額をするのかなということがありますので、そのお考えがありましたら、よろしくお願ひしたいと思いますということを聞いたんです、先ほどは。その答弁がないので。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） この質問に対しては一般質問の中で私もお話をしておるわけですが、付保留地につきましては、また付保留地をされた方等の意見を聞いて、最終的には審議会で審議をしていただいて公正な判断をさせていただくというふうに思っております。

議長（根岸 晃君） 8番、高橋議員。

〔8番 高橋 仁君発言〕

8番（高橋 仁君） はい。じゃ、そういう形で、今12月でございますので、恐らく来年になると初会という形で、この辺のところは一番私たちの地元にとっては大きな話題になるのかなと思いますので、今の町長の答弁をこの地区の人たちにもお知らせしたいなと思います。

以上でございます。

議長（根岸 晃君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。
これより議案第75号 平成21年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 町長提出議案第76号 平成21年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算
（第2号）について

議長（根岸 晃君） 日程第16、町長提出議案第76号 平成21年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第76号 平成21年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、平成22年4月の供用開始を目指し順調に進捗をしているところであります。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に500万6,000円を追加いたしまして、総額を5億1,960万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正の内容説明といたしまして、歳入、2款、歳出、1款の構成となっているところであります。

初めに、歳入でございますが、繰入金494万2,000円を増額いたしまして、総額が1億1,149万円となり、一般会計からの繰り入れとするものでございます。

次に、使用料及び手数料であります。上里町公共下水道条例の公布により、排水設備工事

責任技術者証及び指定下水道工事店証の交付により、項目の新設をいたしまして6万4,000円を計上をいたしましたものであります。

次に、歳出でありますけれども、事業費500万6,000円を増額し、総額4億5,087万6,000円とし、その補正内容につきましては、工事請負費450万円、管渠築造工事に伴う県道及び町道の舗装復旧工事及びマンホールと管渠のジョイント部分の修繕工事であります。補償補填及び賠償金の50万6,000円につきましては、今年度発注いたしました推進工事の発進立坑付近のインターロッキング損傷に伴う補償金であります。

以上でありますので、提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

9番、伊藤議員。

〔9番 伊藤 裕君発言〕

9番（伊藤 裕君） 今、副町長のほうからインターロッキングの補償金の50万とありましたけれども、これは業者が損傷したということなんでしょうか。

議長（根岸 晃君） 下水道課長。

〔下水道課長 豊田 昇君発言〕

下水道課長（豊田 昇君） 説明させていただきます。

この工事については、業者が損傷させたということじゃなくて、推進工するとき、当然薬剤注入等行う工事がございます。そのためにどうしても地盤が盛り上がった、そういうことですから、業者の責任のものではございません。

以上でございます。

議長（根岸 晃君） 9番、伊藤議員。

〔9番 伊藤 裕君発言〕

9番（伊藤 裕君） 私は土木関係素人でわからないんですが、業者が推進工事を行っていくのに当たって、それで薬剤注入をしたと、やわらかいところね。それで、それがどうして業者の責任ではないのかよくわからないんですけれども、もう一回説明してください。

議長（根岸 晃君） 下水道課長。

〔下水道課長 豊田 昇君発言〕

下水道課長（豊田 昇君） この工事につきましては、地盤に当然軟弱等いろいろ想定されますので、そういうときに薬剤を注入いたします。それによりましてどうしても一部損傷が出る可能性が当然ありますので、それを、今回の場所につきましては、関口外科医院さんのとこ

ろがインターロッキングでございまして、ここのところの部分が、事後調査した結果、傷んでいるということによりまして、今回補償をするものでございます。それなものですから、決して業者の責任によって起こしたのではないということでございます。道路改良する関係がございまして、どうしても傷んでくる可能性がありますので、この部分。そのほかの3件についてはそういうことがなかったんですが、発進工という一番のところ、大きな部分になりますので、そこのところの地盤をちゃんとよくしませんと発進できなくなり、なおかつ、推進が不可能になってくる一番重要な部分でございますので、今回そういう注入をやった結果、先ほど私が申し上げましたとおり、インターロッキングのほうに損傷が出てしまったと、そういうことの補償の内容でございます。

以上でございます。

議長（根岸 晃君） 9番、伊藤議員。

〔9番 伊藤 裕君発言〕

9番（伊藤 裕君） だから、業者が工事をするに当たって、当然軟弱地なんで、薬剤を入れて固めてやったと。それで地盤沈下が起きたと。それがどうして、じゃ、だれの責任、町の責任ではないと思うんですよね。違いますか。よくわからないんですけども。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） これを一般的に工事を行いまして、工事に伴う直接の被害については、当然業者が持つべきだというふうに思いますけれども、こういう間接的に生じたもの、例えば工事中に、直接ではなくて、塀がとかいろいろなものが破損したりなんかあるわけありますけれども、そういう部分については町の補償ということになるわけでありまして。当然それが、町としては設計をして、その地盤として安定で大丈夫だということでその部分を発注しているわけでございますので、そういう部分で。直接それが、工事に伴ってダンプが入って、そのインターロッキングを壊したとかというようなことであれば、当然その業者の責任であるということですが、それは間接的なものでございますので、そういう部分には入らないということで御理解いただきたいと思いますが。

議長（根岸 晃君） 9番、伊藤議員。

〔9番 伊藤 裕君発言〕

9番（伊藤 裕君） 今のお話はよくわからないけれども、一応理解したということでしておきます。理解できないけれども、しょうがないと、そういうことですが、

それから、もう一つ、公共下水も、議会のほうにも一応こういう形で接続もやっていきたいと、地元説明会も多分進んでいるか終わっているかわからないけれども、大分進んでいると思

うんですが、その感触、どのような、どこら辺までの進みぐあいか、感触でもいいですし、御説明をお願いしたいと思います。

議長（根岸 晃君） 下水道課長。

〔下水道課長 豊田 昇君発言〕

下水道課長（豊田 昇君） 説明させていただきます。

現在まで地元説明会は開催してございません。なぜ開催していないのかと申し上げますと、まだちょっとこちらの町として詰めなければならない部分が若干残っておりますので、それと、今現在、県の流域下水道の進捗が順調に推移しているわけなんです、そのこのところの部分の中でいろいろ詰めもございまして、そういうものをある程度クリアできないと地元で説明会をおろせないという部分がございますので、私どもとしては、今現在はその詰めをやっている段階でございますので、その詰めが終わり次第、地元区長、会長、代表の方にお話をし、その後、関係区長様に説明会をし、その許可を得て、それから地域に入っていきたいということでございますので、私としては、遅くとも来年早々にはその準備で地元に入っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（根岸 晃君） 9番、伊藤議員。

〔9番 伊藤 裕君発言〕

9番（伊藤 裕君） 大変課長も頑張っておられるようでいいんですが、今の御説明で22年4月に供用開始ということでありまして、22年というと来年ですよ。それで、来年度から説明に入って、供用開始というのは要するに使い始めということですから、それにはどのくらいの加入を目標として進んでいくのか御説明をお願いしたいと思います。

議長（根岸 晃君） 下水道課長。

〔下水道課長 豊田 昇君発言〕

下水道課長（豊田 昇君） 説明させていただきます。

現在につきましては30%強を見込んでおります。どうして、それじゃ、その30%とかというと、いろいろお話しさせていただいた部分の中で、現行の合併処理浄化槽を設置している方等も当然あるわけでございますので、そういう方に私どもとしては積極的に推進していきたいということで、当初としては約30%強を見込んでおるわけでございます。

以上でございます。

議長（根岸 晃君） 伊藤議員に申します。とりあえず発言は3回ということしておりますので。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。
これより議案第76号 平成21年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 町長提出議案第77号 平成21年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）
について

議長（根岸 晃君） 日程第17、町長提出議案第77号 平成21年度上里町水道事業会計補正
予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第77号 平成21年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）に
ついて説明申し上げます。

第1条でありますけれども、平成21年度上里町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に
定めるところによるものであります。

第2条につきましては、平成21年度上里町水道事業会計予算第3条に定める収益的収入及び
支出の予定額を次のとおり補正するというものでございまして、収入でございますけれども、
第1款事業収益を既決の予定額に対しまして1,000万円を増額し、5億4,534万5,000円といた
すものでございます。

第1項の営業収益の増額でございます。

次に、支出でございますが、第1款事業費の既決予算に対しまして、926万2,000円を増額い
たしまして、5億6,172万8,000円といたすものであります。

第1項の営業費用が1,000万円の増額、第2項の営業外費用が73万8,000円の減額ございま
す。

次に、第3条でございますけれども、予算第4条本文括弧書き中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2億5,681万5,000円」を「2億7,231万5,000円」に、当年度分の消費税資本的収支調整額「439万5,000円」を「513万3,000円」に、過年度分の損益勘定留保資金「2億5,242万円」を「2億6,718万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

次に、ページをお開きいただきまして、収入でございますが、第1款資本的収入、既決予定額に対しまして1,050万円を減額し、1億1,000万円といたすものであります。

第2項の負担金の減額となります。

次に、支出でございますけれども、第1款資本的支出、既決予定額に対しまして500万円を増額し、2億831万5,000円とするものであります。

第1項の建設費の増額でございます。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。

なお、次からの説明書及び附属資料におきまして、2ページから実施計画でありまして、詳細6ページがありますので、そちらで説明をさせていただきます。

6ページを見ていただきますが、それから3ページが資金計画でありまして、収入金額を6,199万増額いたしまして、支払金を4,230万4,000円増額し、差引額6億9,991万5,000円とするものであります。

4ページ、5ページが予定貸借対照表でございまして、年度末の予定の財政状況を示したものであります。

次に、先ほど申しましたとおり、6ページをお願い申し上げたいと思いますが、そこは説明になっているわけでありまして。

収益的収入及び支出の収入でございますけれども、款の1の事業収益1,000万円の増額で、節1雑収益の増額であります。

内容につきましては、国・県と町との下水道事業からの工事負担金であります。資本的収入から組み替えでございます。

次に、支出でございますけれども、款の1の事業費926万2,000円の増額の内容でございますけれども、項の1の営業費用、目の2の配水及び給水費の節19の修繕費の1,000万円の増額でございます。先ほどの工事請負費と同様に資本的支出からの組み替えでございまして、それから項の2の営業外費用でございますけれども、補正に伴う消費税73万8,000円の減額補正であります。

次に、資本的収入及び支出、収入でございますが、款の1の資本的収入、節の1の工事負担金で、国・県との事業に伴う負担金1,050万円が減額であります。先ほど収益的収入調整を行

って組み替えを行ったものであります。

次に、支出でありますけれども、款の1の資本的支出、節の20の工事請負費500万円の増額となっております。これにつきましては、収入と同様に調整を行って、収益的支出の組み替え及び国庫補助事業の単独事業でございます。

以上が説明の内容でございます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第77号 平成21年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

町長あいさつ

議長（根岸 晃君） ここで町長からの発言の申し出がありますので、許可いたします。
町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今定例会におかれましては、ちょっと短い期間の会議でございましたけれども、皆様方には慎重審議をいただき、御議決をいただきまして、まことにありがとうございます。

初日以来、一般質問で皆さんからお寄せいただきました御意見等を尊重しながら、今後とも住民福祉のために一生懸命頑張ってまいりたいと、このように考えておるわけでございますから、今後ともひとつよろしくお願いを申し上げまして、お礼のあいさつにかえさせていただきます。大変お世話になりました。

散 会

議長（根岸 晃君） 本日はこれもちまして散会といたします。
御苦労さまでした。

午前11時40分散会